

長浜・戦国大河ふるさと博ロゴ使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長浜・戦国大河ふるさと博実行委員会（以下「実行委員会」という。）が所有する長浜・戦国大河ふるさと博ロゴ（以下「ロゴ」という）を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。なお、実行委員会が解散した後は、長浜市が一切の権利を承継するものとする。

(使用承認の申請)

第2条 ロゴを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、ロゴ使用承認申請許可書（様式第1号）を実行委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用承認基準)

第3条 実行委員会は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査する。審査の結果、使用を承認するときは、承認番号を付してロゴ使用承認書を交付するものとする。

2 ロゴの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、実行委員会はこれを承認しないこととする。

- (1) 本事業の趣旨に反する恐れがある場合
- (2) 本事業の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れのある場合
- (4) 特定の個人又は団体の売名に利用される恐れのある場合
- (5) 不当な利益を得るために利用される恐れのある場合
- (6) 実行委員会独自の事業又は実行委員会の認めた関連事業を推進する上で支障となる恐れがある場合
- (7) ロゴを正しい使用方法に従って使用しない恐れがある場合
- (8) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
- (9) その他、承認することが不相当と認められる場合

(使用上の遵守事項)

第4条 使用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 長浜・戦国大河ふるさと博デザインガイドラインに則ること。
- (3) 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに実行委員会に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもってかえることができる。
- (4) 当該使用に係る物件の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。
当該使用に係る物件を原因とする事故に対しては、実行委員会は一切の責任を負わない。

(承認内容の変更)

第5条 使用者が使用承認の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ変更申請書（様式第2号）を実行委員会に提出するものとする。

(使用承認の取消)

第6条 実行委員会はロゴの使用が使用承認基準及び承認内容に違反していると認められる場合は、使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

2 実行委員会は、前項の規定により承認を取り消されたものに対し、当該承認に係る物件の使用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。

3 実行委員会は、承認を得ずにロゴを使用している者又は使用しようとしている者に対し

て、その物件の使用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。

4 取消し等に伴う使用物件の回収費等は使用者の負担とする。

(使用料等)

第7条 ロゴの使用料は、無料とする。

(使用期限)

第8条 ロゴの使用期限は、承認の日から1年とする。ただし、使用形態によっては、実行委員会が承認時にそれ以前の使用期限を付する場合がある。

(損失補償等の責任)

第9条 実行委員会は、ロゴの使用に係る損失補償等一切の責任を負わない。

(補則)

第10条 この規程に定めるものの他、ロゴの取扱いについて必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年12月 1日から施行する。

附 則

2 この規程は、平成24年 2月17日から施行する。